

# 運送事業者事業継続支援金

## よくある質問・回答集

### 【申請フローチャート】

Ver1.2

#### 改訂履歴

R4.10.17 Ver1.1 発行

R4.10.28 Ver1.2 改定 変更 Q(2)-4 追加 Q(2)-13、Q(3)-7、Q(3)-8、Q(3)-9

# 1. 申請フローチャート

支援金の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

1. 所沢市内に事業所がある貨物自動車運送事業者（法人または個人事業者）ですか？

令和4年10月1日時点で、次のいずれかに該当している。

- 一般/特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。
- 貨物軽自動車運送事業の届出済である。

いいえ

はい

2. 現在（申請日時点）、事業を営んでおり、今後も市内で引き続き事業を継続する意思がありますか？

いいえ

はい

3. 次のすべてを満たす車両を保有（リース可）していますか？

- (1)自動車検査証の交付年月日が令和4年10月1日以前のもの。
- (2)自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用のもの。
- (3)自動車検査証の使用の本拠の位置が市内のもの。
- (4)自動車検査証の有効期間の満了する日が令和4年10月1日以降のもの。
- (5)令和4年10月1日時点で事業用に使用されているもの。
- (6)ガソリン、軽油等を使用して自ら走行するもの（貨物輸送を目的とした特殊用途自動車を含みます。二輪の自動車、電気自動車、被けん引車等は含みません）。

いいえ

はい

交付対象になりません。

一般/特定貨物自動車  
運送事業用の自動車  
（緑ナンバー）  
1台につき30,000円

貨物軽自動車運送事業用  
の自動車（黒ナンバー）  
1台につき10,000円

自家用自動車、その他  
の自動車、バイク等は  
対象となりません。

## 2. よくある質問

### (I) 対象事業者について

Q(I)-1 対象となる事業者はどのような事業者になりますか？

A(I)-1 原則として、交付対象となる事業者は、以下のとおりです。

- ① 市内に事業所がある法人または個人事業者であり、かつ、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者、または、貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者であること。
- ② 申請日時点で、事業を営んでおり、今後も市内で引き続き事業を継続する意思があること。
- ③ 過去にこの支援金の交付を受けていないこと。
- ④ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者でないこと。

Q(I)-2 法人で本社は所沢市外ですが、所沢市内に事業所があります。対象になりますか？

A(I)-2 本社でなくても市内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q(I)-3 個人事業者で住所は市外、事業所は市内にあります。対象になりますか？

A(I)-3 市内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q(I)-4 個人事業者で住所は市内だが、事業所が市外にあります。対象になりますか？

A(I)-4 対象となりません。市内に事業所がある方が対象となります。

Q(1)-5 中小企業のみが対象でしょうか？大企業も対象になりますか？

A(1)-5 大企業も含めた市内に事業所のある法人が対象となります。

Q(1)-6 市税の滞納があると支援金は受けられないのでしょうか？

A(1)-6 市税に未納金があっても支援を受けることはできます。ただし、収税課にて納税に関する相談を行うようにお願いします。

Q(1)-7 自家用車で自社の荷物を運搬している車両は対象になりますか？

A(1)-7 この支援金は、荷主の需要に応じ、有償で、自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する許可または届出を行っている事業者（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象としていますので、対象とはなりません。

## (2) 対象車両について

Q(2)-1 どのような車両が対象となりますか？

A(2)-1 原則として、交付対象となる車両は、以下のとおりです。

- ①自動車検査証の交付年月日が令和4年10月1日以前のもの。
- ② 自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用のもの。
- ③ 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内のもの。
- ④自動車検査証の有効期間の満了する日が令和4年10月1日以降のもの。
- ⑤令和4年10月1日時点で事業用に使用されているもの。
- ⑥ガソリン、軽油等を使用して自ら走行するもの（貨物輸送を目的とした特殊用途自動車を含みます。二輪の自動車、電気自動車、被けん引車等は含みません）。

Q(2)-2 10月1日以降に、保有台数が増えました。対象となりますか？

A(2)-2 10月1日以前に、登録された車両が対象となりますので、10月1日以降に新たに登録された車両については、対象になりません。

Q(2)-3 10月2日に、1台廃車になりました。対象となりますか？

A(2)-3 対象となります。令和4年10月1日時点で事業用に使用していた車両が対象となります。

Q(2)-4 10月2日以降に廃車した場合で、車検証が手元がないがどうすればよろしいでしょうか？

A(2)-4 廃車したことを証明する書類として、「登録事項等証明書」をご提出ください。証明書は埼玉運輸支局に申請することができます。または「登録識別情報等通知書」に当該車両の車検証の写しを添えてご提出ください。

軽自動車の場合は、「自動車検査証返納証明書」または「検査記録事項等証明書」をご提出ください。証明書は軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所に申請することができます。

Q(2)-5 リース車は対象となりますか？

A(2)-5 緑又は黒ナンバーの車両であり、使用者の氏名又は名称が申請者、使用の本拠の位置が市内となっているリース車は対象となります。

Q(2)-6 ローン（割賦）により所有権が留保されている車両も対象となりますか？

A(2)-6 対象となります。リースの場合も含め、車検証の使用者の氏名又は名称の欄に申請者が記載されていれば対象となります。

Q(2)-7 バイクは対象となりますか？

A(2)-7 原動機付自転車及び二輪自動車等の、いわゆるバイクは対象となりません。

Q(2)-8 貨物自動車とは具体的にどのような車両になりますか？

A(2)-8 代表的な車両としては、積載量 2t 以下の小型トラック、積載量 4t クラスの中型トラック、積載量 10t クラスの大型トラックです。そのほか、運搬の用途として使われる特殊な形状・仕様のトラックも対象となります。(道路運送車両法による分類上、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車対象です。)

Q(2)-9 ダンプ車やタンクローリー、ミキサー車等の特殊な形状の車両は対象となりますか？

A(2)-9 一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業の事業用車両として届け出ている車両であれば、特殊な形状・仕様のトラックでも対象となります。ダンプ車、タンクローリー、液糖タンクローリー、バルク車、水素運搬車、ミキサー車、塵芥車、馬運車、鉄道コンテナ、ダンプローダー、ウォークスルー、現金輸送車、霊柩車、リンゴバン等は対象です。

Q(2)-10 大型特殊自動車は対象となりますか？

A(2)-10 道路運送車両法に規定する大型特殊自動車は、一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の事業用車両として届け出ている車両であれば対象となります。建設用、農耕用等の特殊自動車は対象外です。

Q(2)-11 小型特殊自動車は対象となりますか？

A(2)-11 道路運送車両法に規定する小型特殊自動車については、給付の対象外となります。

Q(2)-12 貨物自動車と軽貨物自動車どちらも所有している場合両方とも対象となりますか？

A(2)-12 両方とも対象になります。支援金の申請は 1 事業者につき 1 回限りの申請ですので、交付対象車両全ての自動車検査証を添付してご申請ください。

Q(2)-13 交付対象車両が多く自動車検査証が大量にあるが、整理のために車両一覧表など作成して提出しなくてもよいか？

A(2)-13 車両を重複して支給しないよう、自動車検査証の「自動車登録番号又は車両番号」を確認していますので、提出は不要です。

### (3) 申請について

Q(3)-1 許可証(届出書)を紛失しました。どのようにしたらよろしいでしょうか？

A(3)-1 事業証明願いを代わりとすることができます。詳しくは、埼玉県運輸支局へお問い合わせください。

Q(3)-2 申請日時点で廃業しています。申請対象になりますか？

A(3)-2 対象になりません。申請日時点で廃業していないことが要件です。一時的に休業している場合は、令和4年10月1日時点で事業を営んでおり、今後、事業を再開する意思があれば対象となります。

Q(3)-3 市内に複数の事業所があります。事業所単位で申請できますか？

A(3)-3 事業所ごとに申請はできません。市内の複数事業所をとりまとめて1事業者として申請してください。なお、1事業者あたり1回限りの申請となります。

Q(3)-4 紙媒体の通帳がありません。どのようにしたらよろしいでしょうか？

A(3)-4 電子通帳等の画面コピーまたは画像で代用できます。

※金融機関コード、支店番号、口座種目、口座番号、口座名義人(カタカナ)が確認できるもの。

Q(3)-5 支援金は先着順でしょうか？

A(3)-5 申請いただいた順に審査及び給付手続きを行いますので、期限内に申請するようにしてください。

Q(3)-6 申請内容に不備、添付書類に不足があった場合、申請は受理されないのでしょうか？

A(3)-6 市から、申請書に記載の電話番号、メールアドレスに確認のための連絡をさせていただきます。必要に応じて、資料の追加提出をお願いします。

Q(3)-7 申請書の1.申請者欄の代表者又は住所地は、代表取締役または本社で記入するのでしょうか？それとも市内にある営業所長や営業所の住所で申請するのでしょうか？

A(3)-7 本社、営業所どちらでも申請できます。ただし、一事業者につき一回限りの申請となりますので、営業所単位で申請する場合は、市内の他の営業所と別々に申請してしまわないようにしてください。また、振込先は、法人であれば法人名義にしてください。

Q(3)-8 法人番号(13桁)がわかる書類は、国税庁法人番号公表サイト以外にはどのような書類がありますか？

A(3)-8 法人番号13桁は、「法人税申告書」「市民税申告書」に記載されています。または「法人事業概況説明書」の1ページ目に記載されています。

Q(3)-9 申請書兼請求書の申請者欄に印鑑を押さなくてもいいですか？社名を署名でなく、ゴム印などで記入してもいいですか？

A(3)-9 今回の申請書は、押印不要です。また、記入の際にはゴム印を押すのではなく、各記入欄の黒い太枠内に収まるように、直筆で記入してください。機械で申請書の内容を読み取っているため、押印とゴム印は読み取り不良となります。どうぞご協力ください。

#### (4) 支援金について

Q(4)-1 この支援金を実施する目的は何でしょうか？

A(4)-1 貨物運送事業者は、市民生活及び地域産業を支える物流サービスの担い手であり、コロナ禍における原油価格高騰による影響を大きく受けていることから、事業継続と経営維持を支援し、市民生活等への影響を軽減することを目的に支援金を給付することを目的とし



て実施します。

Q(4)–2 今回、貨物運送事業者に対して支援する理由を教えてください。

A(4)–2 所沢市としては、過去に小規模事業者等臨時給付金、外出自粛等関連事業者応援給付金など売上高減少に対する支援を実施してきました。また、コロナ禍による影響を大きく受けた路線バス・貸切バス・タクシー等の旅客運送事業者への支援を実施してきました。

今回、原油価格の高騰が続く中、市内事業者の影響について地域の関係団体、業界から情報収集を行ってきたところ、市民生活に必要な日用品や市内事業者の工業製品等を運搬する貨物運送事業者は、特に影響が大きく、輸送量が増加したとしても必要経費である燃料費の上昇により利益が減少しており、価格転嫁が困難な業種であることから、経営負担が増大し事業継続に支障がある状況であるため、市として支援が必要と判断しました。

Q(4)–3 県等との他の助成制度との重複受給はできますか？

A(4)–3 市の支援金は、国・県等との他の助成制度の受給による制限はありません。

Q(4)–4 支援金交付の上限額はありますか？

A(4)–4 上限はありません。

Q(4)–5 予算額に達したら、途中で事業が終了してしまう可能性はありますか？

A(4)–5 統計データを基に、十分に予算を確保しております。万が一、予算に達した場合は、終了となります。

Q(4)–6 申請から入金までどのくらいかかりますか？

A(4)–6 申請していただいてから 3～4 週間で支援金をお振込みする予定ですが、申請内容

に不備がある場合や審査状況等により前後します。お振込み前には「交付決定通知書」をお送りしますので、そちらに記載されている振込予定日をご確認ください。

Q(4)ー7 支援金は課税の対象となりますか？

A(4)ー7 この支援金については、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものと考えられます。詳細については最寄りの税務署にご相談ください。